

暮らし悠々



2017年 冬号
平成29年12月25日発行

Vol.26

『暮らし悠々』の定期購読(無料)をご希望の方は、
スマイルケアカスタマーセンターへ

カスタマーセンター
電話番号



0120-098-298

特集

超高齢社会を支える「在宅医療」 今、求められている医療のあり方とは？

未曾有の超高齢社会を迎え、日本の医療は今、従来の「病院完結型医療」では解決できない様々な問題に直面しています。膨張する医療費、介護する家族の負担、不足する専門職……etc. そんな中、必要性が高まっているのが「在宅医療」や「在宅介護」。今回は、三鷹市の東郷病院院長で医療・福祉と地域を繋ぐ活動に積極的に関わり、現職の医療現場が抱える課題と、今後目指すべき医療のあり方についてお話を伺いました。

Q 在宅医療とは具体的にどのようなものですか？ また、なぜ国を挙げて推進されているのでしょうか？

A 在宅医療とは、通院の難しくなった患者さんに対して医療従事者が自宅や施設等に出向いて行う医療のこと。外来、入院に続く第3の医療と言われ、日常的な定期訪問の他、緊急時の往診や治療も含まれます。在宅医療の目的は、病気を治すことだけではありません。患者さんが住み慣れた環境で安心して暮らし続けられるように、その人の人生に寄り添い、価値観や死生観に向き合うことも大切です。

国は今、高齢化社会に伴い増大する医療費の適正化を図るために、様々な取り組みを行っています。在宅医療推進もその一環と言えるでしょう。ただ、在宅医療が求められる背景には患者さんの希望によるものが大きいのも事実。日本国民の約6割が人生の終末期は我が家で家族と過ごしたいと考えており、そのためには医療・介護施設等が地域社会と連携して高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」の構築が欠かせません。

Q 在宅医療の現状と、なかなか広がらない理由について教えてください。

A ニーズがあるのに広がらない在宅医療。その理由は、患者さんやそのご家族の意識と、医療現場が抱える問

題の両方にあります。

まず、日本では介護の大半を家族が担うことが多く、一般の方が在宅医療について知ったり学んだりする機会がほとんどありません。他人が自宅に上がることで自分を嫌がる方も多く、介護者は誰にも頼ることができないまま疲弊して「いつそのこと入院してくれた方が安心」と考えがちです。



また、医療現場においては、在宅医療を提供する機関そのものが少なく、なかなか増えていきません。在宅療養支援診療所として登録するには24時間体制での往診等をこなす必要があり、医師にも幅広い疾患に対する知識や技術が求められるなど、様々な面でハードルが高いからです。実際、末期がんの患者さんの在宅看取りまでの対応が可能な医療機関は1割にも満たないと言われています。

「地域包括ケアシステム」の中で重要な役割を担う訪問看護師についても、まだまだ不足しているのが実情。人材確保等の条件が厳しく、責任の重さや訪問看護の難しさが足かせになっています。さらに、ヘルパー不足も深刻で、高齢者人口はどんどん増えているのに介護職へ就職する人は減り、離職者も多いのが現実です。

Q 今後、在宅医療や在宅介護を包括的かつ継続的に提供していくには何が必要ですか？

A 乳がん末期の70代女性をサポートしたときのことです。夫婦二人で暮らすその女性とご主人は、在宅医療や訪問看護についての知識が無く、漠然とした不安を抱えながら病院での検査と治療を繰り返していました。そこでまず、当院で訪問診療の契約をし、併せてケアマネジャーの紹介や、いざというときのためにホスピスへの橋渡しも行うことに。最終的に女性には、ホスピスに入院した数日後に亡くなりましたが、ご主人からは「死に真面目な生活を送っているか真剣に考える機会が持てたこと」「あらゆる可能性に備えて早めに準備したため慌てなかったこと」について感謝されました。病院で「治すための治療」だけが続けていたときには成し得なかったことです。

この経験から分かるのは、在宅医療推進に必要なのは制度の充実だけではなく、患者さんやご家族はもちろんだ、できるだけ多くの方々に在宅医療のことを知っていただくということ。どんなに社会的意義のあるサービスも、利用されなければ意味がありません。一般の方々の情報不足からくる危機感の低さが、現状の医療の大きな問題点となっています。

なポイントである「連携」についても、さらに強化していくべきでしょう。「地域包括ケアシステム」は、病院や行政を含む医療・福祉・保健・介護の多職種に加え、地域住民をも巻き込んだ「連携」によってのみ成り立ちます。

現在の医療と介護の現場では、ICT(情報伝達技術)による連携システムが積極的に用いられるようになってきました。当院でも、メディカルケアステーション(MCS)※後述参照)という専用SNSを活用して大きな成果を上げています。

超高齢社会の到来は、人々の意識を変え、日本の土台を立て直すひとつのチャンスかも知れません。「病院完結型医療」から、地域や暮らしに密着した「地域完結型医療」という新しいステージへ……。そこで望まれる医療の形のなかに、私たちが置き忘れてきてしまった「哲学」や次世代へ継承していくべき「精神」が内在しているものと確信しています。

完全非公開型「医療介護専用SNS」
メデイカルケアステーション(MCS)

病院、クリニック、介護施設、薬局など医療関連施設のためのソーシャル医療連携プラットフォーム。専用タイムラインに書き込むだけで簡単に情報共有できます。

医師、看護師、ケアマネジャー、患者本人、ご家族

- 通話アプリ感覚で利用可能
- 完全非公開型で安心
- 災害時等もつながりやすい

取材協力

東郷 清児
医療法人社団輝輝会 理事長
東郷病院 院長
専門は内科・老年期精神神経医学

平成元年鹿児島大学医学部卒。3年間大学病院の神経内科に勤務後、東京、東京都立多摩老人医療センター(現在の多摩北部医療センター)精神科、武蔵野赤十字病院内科などに勤務する傍ら、武蔵野市内のクリニックで在宅医療に従事。平成11年より市内病院の在宅診療部長、平成18年より在宅療養支援診療所院長として在宅医療、在宅ホスピスを専門に活動。平成27年より現職。

レポート

介護支援の最前線より PART II

ワーク&ケアバランス研究所(東京都渋谷区) 運営管理責任者 和氣美枝さん

自らの母親を介護することについて、いつも明るくポジティブに語るワーク&ケアバランス研究所主宰の和氣美枝さん。なぜ、と問われると「こうなったのは誰のせいでもなく、自分をかわいそうとも思っていないから」と答えます。現状を自然体で受け止め、頼れるものには素直に頼る和氣さんの介護生活からは、苦勞を苦勞のまま溜め込まないための心構えとヒントが見えてきます。

介護者として日々思うこと

半年前の介護認定更新の際、和氣さんの母親は、それまで言われていた「アルツハイマー型認知症」から幻視や妄想などの症状が見られる「レビー小体型認知症」へ移行したと診断され、「要介護4」の判定を受けました。「要介護4」とは、厚労省の定義で「介護なしで日常生活を営むことが困難」な状態のこと。さすがにショックを受けた和氣さんでしたが、「よくよく考えてみれば母親の今の状態はまさに要介護4だと気付いたと語ります。

和氣さん自身は判定前、「今回は要介護2になるかも…」と感じていたとのこと。実際よりも症状を軽く見積もっていたわけですが、その理由については和氣さんは、長い介護生活に多少は慣れたからと自己分析しています。

母親の認知症を受け入れているわけではなく、自分の心と体で受け止めているだけと語る和氣さんに気負いは見られません。頑なに在宅介護にこだわっているわけはありませんが、それでもまだ一緒に暮らしたいと願える

2017 冬のトピックス

インフルエンザ流行中。重症化しやすい高齢者は要注意!

高熱・頭痛・関節痛・筋肉痛などの症状に見舞われるインフルエンザ。予防にはワクチン接種が有効です。ワクチン接種を受けた高齢者は、死亡の危機が5分の1、入院の危機が3分の1〜2分の1に減少すると言われています。65歳以上の方や、60〜64歳で呼吸器や免疫機能等に疾患を抱える方は、予防接種法に基づく定期のインフルエンザ予防接種の対象となっているので、ぜひご利用ください。

和氣 美枝

(一社)介護離職防止対策促進機構代表理事。ワーク&ケアバランス研究所主宰。32歳から同居の母を介護している現役介護者。「介護経験の価値化」の先駆者。経団連や連合をはじめとする様々な経済団体や企業への講演活動、介護離職防止対策アドバイザーの養成などに取り組んでいる。著書に「介護離職しない、させない」(毎日新聞出版2016)がある。



ほど、介護生活に楽しみを見出せるようにもなってきました。だからこそ、実際は「要介護4」でも「要介護2」くらいの状態に感じられたのでしょうか。認知症という病気には、まだまだ未解明な部分がたくさんあります。「分からない」「世界に1人で立ち向かわず」「ケアスタッフのアドバイスは素直に受け止め、即実行する」のが和氣さんの心得です。たとえそれでうまくいかなくても、未解明な病気なのだから仕方ありません。「分からない」ことを無駄に考えたり悩んだりせず、全てを経験値に変えてしまおうしなやかな介護生活は、今や和氣さんの生きる原動力にもなっています。

相続Q&A リフォーム費用と相続税評価

第14回

Q (質問)

自己の所有する家屋についてリフォームを行うと、手許の現預金が減って相続税対策にならないでしょうか?

A (回答)

家屋の相続税は「固定資産税評価額」に基づいて計算されますが、所有する家屋についてリフォームを行うと、家屋の価値が向上し「固定資産税評価額」も改訂されます。これを相続財産全体で考えると、手許の現預金が減る代わりに家屋の評価額が上がるので、プラスマイナスゼロとなりそうです。でも実際は、リフォームすると必ず固定資産税評価額が改訂されるわけではありません。

せん。「市区町村に建築確認申請を行うべきリフォーム(壁や柱など主要構造部分の変更を伴うものや床面積を増やす工事)」に該当しなければ固定資産税評価額に影響はなく、これが制度上の抜け穴として相続税対策に活用されていた時期もありました。ただし、現在それはできません。平成25年に国税庁から「固定資産税評価額に影響しないリフォームについても、かかった費用から経過年数に応じた償却費を控除した金額の70%相当額を加算して評価する」との見解が出されているからです。

! (教訓)

相続税対策は、きちんとした知識をもって行わないと望ましい結果が得られないこと

スマイルケア3周年記念「エンジョイライフ塾開催レポート

10月からスタートしたエンジョイライフ塾も、残すところあと1回。第1回・第2回は30名前後、第3回は50名近い方々にご来場いただきました。第1回の相続落語では、皆さんお腹を抱えて大笑い。後半の相続相談では、講演後にとある参加者の方からの依頼でご自宅に訪問し、相続のお手伝いをさせていただくことになりました。第2回の江戸手妻では、藤山新太郎氏の巧みな手さばきと話術を堪能。第3回の口腔ケアセミナーでは全員で口の体操を行い、後半のマンドリン生演奏では来場者の皆さんにも合唱していただきました。

次回の第4回目のテーマは、人生の集大成である旅立ちに向けての準備や心構えについて。ぜひご参加ください。



▲第1回 エンジョイライフ塾の様子



▲第2回 エンジョイライフ塾の様子



▲第3回 エンジョイライフ塾の様子

第4回 エンジョイライフ塾 「納得できる旅立ちのために」

講師/志藤 洋子(国際長寿センター日本事務局長)

会場:西東京ケアコミュニティ そよ風(西東京市東町3-1-13 西武池袋線「保谷」駅徒歩5分)
日時:平成30年1月21日(日)14:00~15:30時(13:30開場) 定員:先着50名様(予約制)

新年お年玉抽選キャンペーンも開催 抽選で福祉用具の無料券・半額券が当たります!
(1/4~30まで) ※5万円までの商品限定 ※有効期限/平成30年4月30日

お申し込み・お問い合わせはスマイルケア西東京営業所まで **042-439-5544**

シルバー川柳 入選作品

手をつなぎ互いの杖となるあした

(愛媛県 女性 63歳)

(出典元) 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

トータルライフケアサービス Smile Care スマイルケア

スマイルケア西東京

福祉用具販売・レンタル&介護リフォーム

介護用品はいつでも **全商品30%OFF**

即日納品OK! 日・祝日納品OK! アフターケアOK!

(事前予約が必要となります)

カタログ請求・ご注文 お問い合わせは **042-439-5544**

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-2-3 FAX:042-439-5420 (日曜日、第1・第3土曜日定休)

スマイルケアカスタマーセンター

不用品処理など日常生活の困りごとから留守中のご自宅の維持管理、不動産の売却・購入・買い替え、相続対策など専門スタッフがサポートを行っています。

まずは、お気軽にご相談・お問い合わせ下さい。

無料相談ダイヤル **0120-098-298**

〒164-0011 東京都中野区中央1-1-1 2階 FAX:03-5338-0297 (日曜日、第1・第3土曜日定休)

スマイルケア東久留米 居宅介護支援事業所

〒203-0032 東京都東久留米市前沢2-10-15-301 TEL:042-479-1198 FAX:042-479-1197 (土曜日・日曜日定休)

有料老人ホーム選びのお手伝い

シニアハウスコム

有料老人ホーム・シニア向け住宅紹介サイト

<http://www.asumo-seniorhouse.com>

特徴① 入居しないと分からない施設の雰囲気や口コミをご紹介します。

特徴② 施設と入居者を探している方を結びつけるマッチング機能も付いています。

直接お電話にてご相談も可能

【無料ご相談ダイヤル】

0120-5318-77

受付時間 9:00~20:00(土日含む) ※相談員対応

があるのに注意しましょう。今回の案件では、事前に正しく現状を把握しておかないと、リフォーム費用の支出により相続税の納税資金を侵害してしまう恐れもあります。

相続診断士とは
相続の基本的な知識を身に付け、相続診断ができる資格。「笑顔相続の道案内人」として相続について知識のない相続関係者からヒアリングし、必要な場合は依頼者と各分野の専門家である弁護士や税理士等との間に立ち、情報の整理や問題点の明確化を行う。

相続診断協会 笑顔相続最前線(752)より抜粋